

マンネリ打破！ 参加したくなる定例会への試み
～わが民児協の取り組み～

連載

information

- ・「民生委員制度創設110周年記念バッジ」の販売開始予告
- ・全民児連の動き
- ・全社協 福祉ビジョン2025を公表
- ・社協の新たな指針を策定
- ・全社協「社会福祉協議会基本要項2025」～福祉サービスの提供を法制度上に明記～災害対策基本法の一部改正～
- ・令和7年春の勲章・褒章受章者のご紹介

活動記録を民児協の活動に活かすために



本誌は、全国民生委員児童委員連合会より、民児協活動の充実に向け、全国の単位民生委員児童委員協議会会長に向けて発行している情報誌です（無償）。3部をお送りしており、1部は会長用として、他の2部は単位民児協副会長にご覧いただく等によりご活用ください。
(市区町村民児協事務局にもお送りしております)

活動記録を民児協の活動に

活かすために

活動記録は民生委員・児童委員活動の実態を示す重要な記録です。12月の一斉改選後、新任委員から活動記録に関する質問が増えることが想定されるなか、単位民児協会長には、記録の必要性をあらためて確認したうえで、民児協内の委員への説明や支援、記録の活用、行政への働きかけなどを進めていくことが求められます。本特集では、それら実践を進めるうえで基本となる考え方や実践を紹介いたします。

活動記録作成の意味と活用方法

神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部社会福祉学科

教授 中村 美安子



〔解説〕

1. はじめに—活動記録を作成する意味とは

活動記録は、地域の実情と民生委員・児童委員（以下、民生委員）活動の実態を「見える形」にするために欠かせないものです。訪問件数、相談内容別、活動内容別の件数を記録することで、自身の活動を振り返るだけでなく、他の民生委員や地域、行政に向けて、自分たちの担つている役割や成果を伝えることが可能になります。

が増えているのかという地域の生活課題の傾向が反映されています。こうした記録を蓄積することは、民生委員の取り組みを示すだけでなく、地域の生活課題の変化を記録する資料としても機能します。活動記録は、民生委員活動の信頼性を支える柱となるものです。

2. 活動記録—「福祉行政報告例」はどう活用されているか

民生委員の活動記録は、一人一人の活動の集積であると同時に、「施策の立案や見直しに使われる基礎データ」としての意味を持つています。

毎月、民生委員・児童委員協議会（以下、民児協）会長を通じてまとめられた活動記録のデータは、市区町村や福祉事務所に提出され、さらに都道府県、指定都市、中核市を経て厚生労働省に報告されます。その報告内容は、毎月分がその都度厚生労働省のホームページに全て掲載され、翌年度には1年分を集計した「福祉行政報告例」の概況として掲載されます。この「福祉行政報告例」が「施策の立案や見直しに

選後には、新任の民生委員から、「なぜ記録を書かないといけないのか」「どう書けばよいのか」という声が聞かれます。なぜ必要なのかが見えなければ、負担に感じるのも当然です。

活動を件数という数字で記録する「活動記録」の意味について、行政との関係や課題を含めて、ここであらためて整理してみたいと思います。

また、活動記録にはどのような困りごと

しかし、日々の活動に加え、それを指定された区分に分類・集計し、毎月提出するという作業は、民生委員にとつてやはり負担感を伴うものだと思われます。とくに改

使われる基礎データとして幅広く活用されています。

「福祉行政報告例」の「結果の概要」には、「相談・支援の延べ件数」「その他の活動の延べ件数」「訪問の延べ回数」が取り上げられ、それぞれの年間合計と、過去5年間の年次推移が表で示され、前年度比較の増減もわかるようになっています。また「詳細」の欄では、全ての活動記録の項目について、都道府県、政令指定都市、中核市ごとに件数が集計され、一覧表として掲載されています。

さらに、厚生労働省ホームページの地域福祉関係のページ（「生活保護・福祉一般」の項目にあります）には、「福祉行政報告例」をもとに、過去13年分の活動（「相談・支援」「調査・実態把握」「行事・事業・会議への参加協力」「地域福祉活動・自主活動」「民児協運営・研修」「証明事務」「要保護児童の発見の通告・仲介」）の変化を示すグラフも掲載されています。

平成19年度に厚生労働省が設置した「地域福祉のあり方にに関する研究会」や、令和6年度の「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」でも、「福祉行政報告例」に基づく各年度の件数グラフが検討資料と

して使用されました。このように、「福祉行政報告例」は広く公開されていますので、誰でも閲覧することができます。国や地方自治体において施策を検討する際に、根拠資料として活用されるだけでなく、研究機関や研究者、あるいはもつと幅広い関係者が民生委員活動の現状を分析しようと思い立つたときに、まず当たるのが「福祉行政報告例」、つまり活動記録を集計したデータなのです。

「福祉行政報告例」は広く公開されていますので、誰でも閲覧することができます。国や地方自治体において施策を検討する際に、根拠資料として活用されるだけでなく、研究機関や研究者、あるいはもつと幅広い関係者が民生委員活動の現状を分析しようと思い立つたときに、まず当たるのが「福祉行政報告例」、つまり活動記録を集計したデータなのです。

3. 福祉行政報告例にみられる近年の傾向と活動理解の課題

さて、現在、「福祉行政報告例」から見える民生委員活動には、どのような傾向があるのでしょうか。

厚生労働省のホームページに公表された過去5年間分をまとめた表をみると、「相談・支援件数」が12万件の減少（減少率2・4%）、「その他の活動件数」が124万件の増加（増加率5・9%）、「訪問延回数」が8万件の減少（減少率0・2%）で

あることが報告されています。

また、地域福祉関係のページでは、活動件数全体は一定を保っているものの、「地域福祉活動・自主活動」「民児協運営・研修」「調査・実態把握」は増加、「相談・支援」「証明事務」は減少、それ以外は概ね横ばい傾向であることがグラフから見てとれます。

「民生委員・児童委員の選任要件に関する検討会」でも、過去20年間の「活動状況推移」をグラフにし、「かつては『相談・支援』の件数が高かつたが、平成20年頃から『地域福祉活動・自主活動』の件数が一番高くなっている」とのコメントが付された資料として提出されました。

近年は、専門機関の相談体制が整備され、個人情報保護法の施行ともいまつて、住民からの直接の相談や民生委員の戸別訪問もしくい状況となつており、地域の把握のために地域活動を実施したり、参加・協力しながらニーズ把握を行おうとする取り組みが重視されるようになります。そのことが「相談・支援」の減少と「地域福祉活動・自主活動」の増加に反映されていると思われます。

日ごろ民生委員活動にかかわっている関

係者でなければ、ここに示された件数だけでは、なぜ「相談・支援」が減り、「地域福祉活動・自主活動」が増えているのかを読み取ることは難しいでしょう。活動記録は、「使うこと」に価値があり、「どう使われるか」を意識しておく必要があります。活動記録が、行政や関係者と民生委員の実感をつなぐ対話の素材として、意識的に活用することが重要であり、そのような対話の機会を設けていくことが求められます。

4. 活動記録の結果をどう活かすか

民生委員のなり手不足や情報の共有が課題となるなか、民生委員活動への正しい理解の必要性が高まっています。また、地域において引きこもりや孤立・孤独、在住外国人ほか多様な人々との共生の問題など、新しい課題が見えてきており、民児協として、活動記録から得られた情報をどのように行政に伝え、地域の課題解決に結びつけていくかが、今後ますます重要になります。

「福祉行政報告例」に基づいて集計される現在の記録項目は厚生労働省が定めたものですが、経年比較を重視していることから、区分が古いままであります。活動実

態を反映しきれていないのではないかといふ問題意識が、全民児連にはあります。一例ですが、相談・支援件数の分野別は現在、「高齢者」「障害者」「子ども」「その他」の4区分になつており、件数はそれぞれ「高齢者」274万件、「障害者」19万件、「子ども」99万5千件、「その他」86万件となっています。「その他」は数として少なくはない上に、引きこもりや在住外国人など注目すべき内容が含まれており、民生委員にとつては、この「その他」の内容こそ伝えたいところですが、集計された合計件数としてしか、今は示されていません。令和7年度都道府県・指定都市民児協事務局会議事前アンケートの結果でも、「要支援者は多様化しており、区分の見直しが必要」だという意見が寄せられています。多様化する生活課題をどのような区分で「見える形」にするか、検討が必要となっています。

活動記録は、単なる業務報告ではなく、地域に寄り添つた支援の記録です。民生委員一人ひとりの活動の積み重ねが、地域の現状を浮き彫りにし、その情報は政策立案にも活用され、未来に活かされる貴重な資源となります。

民生委員としての活動をより意義深いものにするためにも、活動の正しい理解を進めるうえでも、活動記録を日々の活動とともに大切にしていきましょう。

一昨年、全民児連では「記録の区分見直し検討会」を設置し、記録の区分を地域の現状と活動の実態を反映したものへと見直す検討を行いました。ただし、関係省庁との調整が必要なため、時間を要する見通しとなり、当面は継続して検討を行うことに

なりました。そこで、昨年度は、活動記録の分類表に記載する例示内容について、現状に即した記入しやすい内容となるよう検討会で案を作成しました。これについても、基本的な枠組みの変更はできないという制限の中ではありましたが、検討会メンバーと事務局が協力し、知恵を絞り改定しました。地域福祉活動推進部会での協議を経て、例示を更新した「活動記録」は改訂版として、すでに皆様のお手元に届いています。より使いやすいものにしたいと考えていますのでぜひご意見お待ちしています。

[事例 1]

民児協における活動記録活用の取り組み ～新任委員が活動しやすい環境づくりへの活用～

愛媛県伊予市双海地区民生委員児童委員協議会

会長 水本 説男



1. 双海地区の概要

伊予市の南側に位置する双海（ふたみ）地区は、瀬戸内海に面し、山々に囲まれた地域で、現在の人口は3051人、世帯数は1356世帯です。

民生委員の現員数は21人（うち、2人が主任児童委員）であり、8期目の私を除いた内訳は、1期目が13人、2期目が7人です。地区では、交代制で民生委員をされます。地区では、交代制で民生委員をされる方が多く、もう1期続けたいという方がいた場合、自治会等への交渉に立ち合い、1期でも長く民生委員を続けてもらえるよう働きかけをしています。その成果もあり、12月の一斉改選では3期目の活動を迎える委員をはじめ13名が再任になりました。

そのような状況にある双海地区では、少子高齢化によって、高齢者に関する相談・支援活動の割合が多くを占めています。在

宅介護や施設入所に関すること、認知症や一人暮らしに関する相談があります。また、居住地周辺の草刈り、側溝の清掃、庭

木の手入れに関する相談もあります。

任期の浅い委員にとつて、相談されたことにどう対応するか、どこにつなげればよいか迷うことがあります。活動の負担になることがあります。双海地区では、困った時は、いつでも会長に相談してほしいと委員に伝えており、一緒に考えていく雰囲気を作っています。

2. 活動記録の活用

活動記録は、そういうふた委員の活動を支える手段の一つとして活用しており、民生委員にとって、活動記録をつけることは、自分自身の活動の振り返りだけでなく、地区内の民生委員や、今後民生委員活動をさ

れる方にとっても貴重な情報源になります。

①新任委員向け研修会への蓄積

記録をどのようにつければよいかわからぬ時、会長に相談してもらうことで担当

民生委員と話をすることができます。記録の仕方でどう迷っているかを把握することで新任委員向けの研修会において、間違えやすい点として伝えていくことができます。また、相談を受けることによって対応している事項に対しても、必要な支援にどうつなげていけばよいかを伝えることができま

す。相談内容によつては、定例会で事例を共有して、みんなで支援方法を考える場合もあります。この積み重ねは、民児協にとって非常に重要と考えます。

②委員活動の負担軽減

各委員による「活動件数集計報告書（以下、集計報告書）」の提出は、毎月第2木曜日の定例会時に設定しています。定例会が始まる前に受け取つた集計報告書は、その時に目を通して、定例会終了後に気になつたことをその民生委員に確認するようにしています。

特に意識しているのは、活動件数の増減や新規に対応された事案がないかで、数字だけでは、わからない部分も多いため、定例会で提出してもらつたその日のうちに、委員から詳細を聞くことで、悩んでいることや今後の活動についてのアドバイスにつ

なげています。

また、新規の相談でアルコール依存症や物取られ妄想などに対応している委員に対しては、対象者宅への訪問に会長が同行するようにして、一人で訪問するという精神的な不安を解消するといったフォローもしています。

③行政との協力

行政には、集計報告書の数字で気になつた点があれば、意見をもらうようにしていきます。行政とのやりとりを習慣にしておくことによつて、集計報告書のさらなる有効活用に向けた意識を持つてもらいます。地域で起こつていることを民生委員の活動を通じて理解してもらい、何かあつた時には協力してもらえる体制を意識して作つています。

私自身は地区の会長であり、伊予市民生委員児童委員協議会の会長もしています。

行政などから多くの役職を依頼されることがありますが、それらについて関係機関と関係をつくるための機会として考え、積極的に参加するようになっています。そのことにより、行政の力を借りたい出来事が発生した場合のスマーズな支援につなげること

1. 南樽地区の概要

人口10万4,380人の小樽市は2017年に民児協創設100周年を迎え、民生委員344人（うち、32人が主任児童委員）が16地区にわかつて活動しています。

市の南側に位置する南樽（なんたる）地区は、石狩湾に面し、再開発により商業施設やマンションが建てられた地区です。現在の人口は7049人、世帯数は4231世帯です。

高齢化率が約40%を超えており、民生委員の活動は高齢者に関する相談・支援活動が多くなっています。最近では、昔から南樽地区に住んでいる高齢者の一人暮らしが増えており、買い物ができない、ご飯が炊けない、電気がつけられないなど日常生活に関する相談・支援活動が多くなっています。身寄りのない方、身寄りがいても疎遠になっている方から、自分が死んだあとのことに対する不安を聞いてほしい、準備を

ことに対する不安を聞いてほしい、準備を手伝つてほしいという相談もあります。

子とともに開てる相談・支援活動では、小・中学校の不登校児童が増えており、昼間に外を出歩いていることに対する地域住民から情報提供をうけて、学校との連携を図る状況が多くあります。

働きながら活動する委員が8人いるた

〔事例2〕 民児協における活動記録活用の取り組み ～民児協全体のスキルアップへの活用～

北海道小樽市南樽地区民生委員児童委員協議会



ができます。

常に、地域住民が抱える悩みや問題など
の情報を入手して、一日も早く解決、笑顔

で生活できる環境づくりを関係機関と連携して、つくっていきたいと思います。

め、日中に対応できない相談があつた場合には、近隣の民生委員や会長・副会長が協力して対応にあたっています。

2. 活動記録の活用

会長として個々の民生委員の活動をすべて把握することは難しいため、各委員から提出される活動記録の集計報告書はそれを知るための情報源です。

①担当民生委員へのフォロー

新型コロナウイルス感染症の蔓延は民生委員活動に大きく影響を与え、蔓延中は民生委員同士でも必要最低限のやりとりのみとなりました。地域住民が新型コロナウイルスに感染した際、民生委員が訪問してウイルスを持ち込んだと言われたこともあります。

新型コロナウイルス感染症の蔓延は民生委員活動に大きく影響を与え、蔓延中は民生委員同士でも必要最低限のやりとりのみとなりました。地域住民が新型コロナウイルスに感染した際、民生委員が訪問してウイルスを持ち込んだと言われたこともあります。

会の時に提出してもらい、後日全体の集計を行なう際に目をとおし、相談件数の増加をみて、どのような対応で動いているのかを、時間がある時に各委員へ確認するようになっています。聞き取りをするなかで、困っていることがあれば対応しています。また、定例会で共有した方がよいこと、みんなで対応を検討する必要があるものについては、定例会のなかで時間を設けて検討を行なっています。年数に関係なく、相談対応した事例は民生委員にとって貴重な経験です。その経験は、同じ地区の民生委員にとつても貴重な財産になります。集計報告書とそれに基づく対応事例の聞き取りは、他の民生委員の活動に役立てられることを探す有効な手段といえます。

②関係機関や行政との連携

相談件数が増えている高齢者に関する対応では、前述のとおり問題の多様化・複雑化によって民生委員にできることには限りがあります。関係機関との連携が一層重要になってくるため、南樽地区では、地域包括支援センターと意見交換の機会を設定し、地域の状況について民生委員活動の実態を共有しながら、地域包括支援センター

が持つている対応に関するノウハウを学んだり、相談を受けた際に関係機関に相談しやすい環境づくりに努めています。

他にも、近年頻発する災害について、住民から相談を受けることもあります。民生委員は、行政に相談して勉強会を開催しました。地域の現状をふまえ、関係機関や行政との連携を深めていくことは民児協にとつて必要な取り組みといえます。

③みんなで学びを深める

集計報告書を集計していると間違つて記入されていることがあります。正しく活動記録を記入してもらうことは、私自身が個々の民生委員の活動状況を把握するうえでとても重要です。そのため、よく間違えやすい点を押さえた問題集を自分で作成して、定例会とは別に勉強会を開催して、問題を解きあつて理解を深めてもらっています。活動記録は、ベテランの民生委員であつても、不明点を今さら聞きにくかつたりするため、間違つた記入を続けてしまう恐れがあります。新人委員もベテラン委員も一緒に学びを深めることをとても重要と考えます。

そのようななか集計報告書は、会長と民生委員がコミュニケーションを行うきっかけの一つになります。集計報告書は、定期

マンネリ打破！参加したくなる定例会への試み ～わが民児協の取り組み～

定例会はどの民児協でも行われていますが、内容や方法はさまざまです。活動内容や地域課題の共有、実践の振り返りや悩みの相談、今後の対応や取り組み等の協議、学習活動、連携促進等、定例会を組織や活動の充実につなげる様々な実践が行われています。本年度連載（全4回）では、そうした各地での定例会の運営上の工夫等を紹介します。

茨城県水戸市東部地区民生委員児童委員協議会 会長 菊地 則行



1. 東部地区と民児協の概要

JR水戸駅から南東部に広がる地域で、小学校が3つ、中学校が1つあります。地区内でも、商店街・住宅街・農村が複合しているのが特徴です。現在の人口は1万9195人、世帯数は1万122世帯（令和7年9月1日時点）です。

東部地区民生委員児童委員協議会（以下、東部地区民児協）は、市内14地区にある地区民児協の中でも最も人数が多く、民生委員・児童委員（以下、民生委員）の現員数・定員数はともに44人（うち、2人が主任児童委員）であり欠員率は0%です。

2. 定例会について

東部地区民児協の定例会は、8月を除き毎月第2月曜日の午前10時から行っています。事前に定例会の開催日がわかつていて予定を立てやすいこともあります。毎月定例会の欠席は多くても1～2人です。東部地区民児協の民生委員のなかには働きながら民生委員をして

【経験年数別の委員数】

	民生委員	うち主任児童委員
1期目	7	
2期目	10	
3期目	10	1
4期目	8	
5期目	2	1
6期目以上	7	
合計	44人	2人

いる方もいるので、午後開催で行っていた定例会を会長就任時に午前開催に変更しました。私自身が午後開催の場合、一度出勤した後に時間休をとつて定例会終了後にもう一度職場に戻ることをしていたため、少しでも働いている委員の負担を減らしたいと考えたためです。

民生委員としては私は30年目、会長は9年目になりますが、会長になる以前から変わった方が良いと思ったことは提案するようにしていました。会長就任後もその姿勢はかわっておらず、課題に感じたことは、民児協の皆さんと一緒に考えてきました。私が会長になつてから始めた事のひとつに毎月の定例会終了後に開催する「茶話会」があります。



定例会の様子

3. 茶話会について

約44人規模の定例会では、毎月質問や課題を共有する時間を作っているとはいえる人数が多くて発言が出にくく、一方通行の伝達になりました。できるだけ多くの委員にも発言してもらいたかったため、少人数でリラックスできる場を設けることが民児協内のコミュニケーションの活性化につながるのではないかという考え方から、約9年前に茶話会をはじめました。

茶話会では、ひとつずつテーブルに6～8人が集まって、好きなことを好きなように話します。1グループの人数を絞ることは大切なことだと感じており、参加者の発言の機会を確保することを意識的に行っています。座る場所やテーマ、終了時間などはとくに決めていません。飲み物は、定例会に出席している東部地区高齢者支援センターから無償で提供していただいています。

茶話会には、毎回44人のうち40名程度が参加しています。「茶話会までが定例会」というように考えている方も多いようです。担当地区が近い民生委員同士で日々の活動の情報交換ができたり、先輩民生委員から活動に対するアドバイスがもらえたりなど、ちょっとした悩み事などを話すのに茶話会は適していると考えています。



盛況な茶話会

さらに、茶話会には、東部地区高齢者支援センターや社協の職員にも参加してもらっています。そうすることで、円滑に情報提供を行なうことができ、専門職との連携につながっています。

4. 今後の取り組み

ちょっとした質問ができる機会があることや、専門職と気軽に情報交換ができる茶話会があることで「次回の定例会も参加したい」というように考え、民生委員活動の長期継続にもつながっているのではないかと思います。

茶話会は、現在民生委員と関係者のみの参加となっていますが、いざなは地域住民にも参加いただき、地域に開かれた茶話会にしたいと考えています。そのためにも、茶話会を周知していきたいです。

【定例会基本情報】

①開催数

毎月1回（第2月曜日午前10時）

②定例会・茶話会の構成

定例会（1時間程度）

↓会長挨拶、関係機関からの連絡事項、委員活動に関する質疑応答

※定例会の資料作り、当日の司会進行は会長が担当

茶話会（1時間～1時間半程度）

↓ひとつのテーブルに6～8人が集まつて話が終わつたあとは適宜解散

③民生委員以外の参加者

毎月参加

↓市福祉事務所、市社会福祉協議会、東部地区高齢者支援センター

不定期参加

↓高齢者施設の職員など

④定例会進行に関する申し合わせ事項

- ・他の委員の話をさえぎらない
- ・話を否定しない

全社協 福祉ビジョン 2025を公表

1. 福祉ビジョン2025策定の経緯

去る令和7年4月、全国社会福祉協議会政策委員会は「福祉ビジョン2025」とともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして「」を公表しました。

福祉ビジョンは、これから社会環境の変化を見据え、課題認識を共有しつつ、福祉組織・関係者（社会福祉協議会、社会福祉法人・福祉施設、民生委員・児童委員、当事者団体、老人クラブなど）が主体的にかつ横断的に取り組むべき事項を示したものです。

2. 福祉ビジョン2025が示す方向性

福祉ビジョン2025は、福祉ビジョン2020が掲げた「ともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして」に基づく活動方針として、令和4年3月に「地域共生社会の実現に向けた民生委員・児童委員、民児協としての行動方針」を策定しています。

全民児連では、前身である「福祉ビジョン2020」とともに生きる豊かな地域社会の実現をめざして「」に基づく活動方針として、令和4年3月に「地域共生社会の実現に向けた民生委員・児童委員、民児協としての行動方針」を策定しています。

10年を取り組み期間としていた「福祉ビジョン2020」は、策定当初から社会福祉状況などの変化をふまえて、中間年である令和7（2025）年に見直しを行う予

定でしたが、策定後に流行した新型コロナウイルス感染症によって、地域社会の変化が急速に進み、福祉基盤の維持・継続が危ぶまれる事態が生じたため、改定が必要な状況となりました。

地域の福祉ニーズに応えながら、新たな社会課題、地域生活課題への支援活動や災害に強いまちづくりを進め、地域共生社会の実現をはかるため、福祉組織・関係者がこれまで以上に連携・協働、ネットワークのもとに取り組んでいくことが大切です。そのための「羅針盤」として「福祉ビジョン2025」が策定されました。

そのための取り組みとして、次の(1)から(8)に整理しています。

(1) 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進する

(2) 重層的な連携・協働に基づく多様な実践を推進する

(3) 権利擁護を推進する

(4) 福祉サービスの基盤維持と質の向上を図る

(5) 福祉を支える人材の確保・育成・定着を図る

(6) 福祉組織の基盤を強化する

(7) 災害に備える

(8) 福祉のミッショント（使命、役割、存在意義）を発信し、新たな時代の福祉の基盤づくりに取り組む

以降は、各取り組みのなかで「民生委員・児童委員」の記述がある部分を抜粋して紹介いたします。なお、全民児連では今後、福祉ビジョン2025をふまえ制度創設110周年記念事業における新たな活動

立せず、安心して、その人らしい生活を送ることができる社会。

強化方策の検討を行つていく予定です。

(1) 地域共生社会の実現に向けた地域づくりを推進する

【主な取り組み内容】

③ 地域住民が参加・活動しやすい場づくり、環境づくりに取り組む

(イ) 社協や社会福祉法人は、民生委員・児童委員、老人クラブとも連携して、

ボランティア活動をはじめ、地域住民に多様な参加の機会を提供する。

(2) 重層的な連携・協働に基づく多様な実践を推進する

図る
(5) 福祉を支える人材の確保・育成・定着を

【主な取り組み内容】

⑥ 民生委員・児童委員活動への理解促進を図る

【主な取り組み内容】

① 社協は「連携・協働の場」となる

(ア) 市区町村社協は、民生委員・児童委員とも連携しながら多様な組織・関係者をつなぎ、幅広く多様なネット

ワークをつくり、地域生活課題の解決に向けた支援を創造する「連携・協働の場」になる。

③ 地域住民、自治体、非営利団体、企業など、地域の実情に応じて多様な主体と連携・協働し包括的に支援する

(ウ) 支援が届いていない人びとに関わり、多様な組織・関係者と連携・協働を

図り、その専門性を活かしたソーシャルワークを展開する。
・孤独・孤立問題に対して、住民の潜在的な生活課題に気づきやすい民生委員・児童委員を含めた地域の福祉組織・関係者、地域住民や老人クラブと日常的に連携・協働し、横断的な見守りや支援に取り組む

3. つなぎ先を増やす
↓ 「つなぎ先」を増やすために、民児協

が「組織」として自治体や地域の多機関・団体、住民活動等と日ごろから関わり、連携・協働を深める。
↓ 「つなぎ役」となり、自治体や関係機関と協働して見守る。

地域住民に寄り添い、さまざまな課題を抱えた人びとを把握する。
→ 民生委員、民児協はこれまでと同様に、地域の「つなぎ役」となり、自治体や

2. つなぎ、見守る
→ 民生委員、民児協はこれまでと同様に、

地域の「つなぎ役」となり、自治体や

→ 民生委員、民児協はこれまでと同様に、地域の「つなぎ役」となり、自治体や

1. 気づく

年3月)

↓ 民生委員、民児協はこれまでと同様に、

多様な組織・関係者と連携・協働を

→ 平常時に地域をつなぐ活動を行うこと

で、災害に対して住民が協力しあうこ

とができる地域を構築する。

◆ 社協の新たな指針を策定 ～全社協「社会福祉協議会基本 要項2025」～

全国の社協関係者から構成される全社協「地域福祉推進委員会」が社会福祉協議会基本要項「2025」を策定しました。

前「新・基本要項」策定（1992年）から30年以上が経過し、全国各地にある社協が展開する活動・事業、組織体制等の違いが大きくなっているなか、社協の役職員が共有できる指針として、社協の「使命」を新たに位置づけるとともに、「新・基本要項」後の社協活動・事業の展開を踏まえ、社協の「活動原則」、「機能」を再整理しています。

今後、各社協において、「基本要項2025」を活用して、自らがめざすビジョンや役割を明らかにし、民生委員・児童委員とともに、住民や地域の関係者と協議しながら、活動・事業の充実や組織強化を計画的に推進していくことが全国的に展開されることとなります。

◆ 「社会福祉協議会基本要項2025」の概要

（1）社会福祉協議会の使命 社会福祉協議会の使命

社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として、住民主体の理念に基づき、住民や地域の関係者との協働により、「ともに生きる豊かな地域社会」を創造することを使命とする。

（2）住民主体の理念

社会福祉協議会のすべての活動・事業および組織経営は、住民主体の理念にもとづいて展開する。
住民主体の理念とは、①住民を中心に置くこと、②住民のニーズに基づくこと、③住民の主体形成と組織化を基礎とすることである。

社会福祉協議会の機能

- ①住民や地域の関係者による福祉活動、ボランティア・市民活動の推進
- ②組織化、連絡調整
- ③福祉活動・事業の企画・実施、支援
- ④相談支援
- ⑤権利擁護

- ⑥調査・研究、計画、ソーシャルアクリションの実施
- ⑦福祉教育の推進
- ⑧地域福祉を支える活動者・従事者の育成と協働の促進
- ⑨災害時等の支援
- ⑩地域福祉の財源確保および助成の実施

社会福祉協議会の活動原則

- ①住民ニーズ基本の原則
- ②住民活動基盤の原則
- ③個別支援と地域づくりの一体的展開の原則
- ④民間性の原則
- ⑤連携・協働の原則
- ⑥専門性の原則

織

社会福祉協議会の組織

（1）社会福祉協議会の構成

社会福祉協議会は、住民（組織）と地域の関係者によって構成される。

（2）社会福祉協議会の組織特性

- ①住民や地域の関係者による協議体組織
- ②地域福祉を創造する運動体組織
- ③地域の実情に応じた活動・事業企画・実施する事業体組織
- ④公共性と公益性を有する民間非営利組織

（5）市区町村、都道府県・指定都市、全国に設置されている全国ネットワーク組織

福祉サービスの提供を

法制度上に明記

災害対策基本法の一部改正

関連法制の改正理由・内容

5月28日、災害対策基本法等の一部を改正する法律が可決・成立し、「福祉サービスの提供」が災害対策における基本的な柱のひとつとして新たに明記されることとなりました。改正法は6月4日に公布され、その後、順次施行されます。

これは、災害時における福祉支援、いわゆる「災害福祉支援活動」を、国の責務と位置づけ、避難行動要支援者や高齢者、障害者、子ども、妊娠婦など配慮を必要とする人々に対して、避難所や仮設住宅等において福祉的支援を行う体制を制度的に強化するものです。

この背景には、東日本大震災や熊本地震、近年の豪雨災害などで、被災地における福祉的な支援が後手に回り、孤立や健康悪化、二次被害が深刻化した反省があります。とりわけ災害時には、生活基盤が一気に崩れるなかで、「誰が誰を支えるのか」「支援が

どこまで届くのか」が問われる局面が少な
くありません。

災害対策基本法の中に「福祉的支援」が位置づけられたことは、災害時における福祉分野の専門職や地域の支え手が果たすべき役割が、法制度の上でも明確にされたことであり、その意味は大きいといえます。

（改正内容）

1. 福祉的支援の制度化

- ・「福祉サービスの提供」を明記し、避難所や仮設住宅等での福祉的支援を法的に位置づけ

2. 被災者援護協力団体の登録制度創設

- ・NPOやボランティア団体を「被災者援護協力団体」として事前登録

3. 内閣府に「防災監」を設置

- ・災害対応の司令塔機能の強化を目的に新設

4. 備蓄状況の公表義務化

- ・自治体に対する災害用物資の備蓄状況の公表義務化（年1回）

法改正によつて何が変わるのか

この法改正により、たとえば、福祉支援に関する計画の策定が地方自治体に求められ、地域における要配慮者の支援体制づくりがより具体化・体系化されることが考えられます。福祉避難所の開設・運営の体制整備が制度的にも推進され、避難所での生活支援、見守り、安否確認、心のケアといった福祉的な支援がより重視されます。結果、地域で身近に活動する民生委員・児童委員の存在が、こうした支援体制の中で不可欠な担い手として再認識、位置づけられる動きになるといえます。

民生委員・児童委員は、平時から地域の住民の実情を把握し、要配慮者への見守り・支援を行つて立場にあります。そのため、災害発生後も、住民一人ひとりに寄り添つた支援を行ううえで、いわば「最後の砦」とも言える存在です。今後、自治体による災害福祉支援の体制整備が進められていくなか、民生委員・児童委員が地域福祉の視点からどのように関わり、日頃の活動をどう災害時の支援につなげていくかが、より重要になります。

令和7年

令和7年春の勲章・褒章において、現任の民生委員・児童委員（発令日当時）から、次の方がたが受章されました。おめでとうございます。

春の勲章・褒章受章者のご紹介

春の勲章・褒章受章者（88名）

（令和7年4月29日付発令）

〔功勞概要（主たる功勞の区分）…社会福祉功勞〕

勲章受章者

21
名

褒章受章者

藍綬褒章（17名）
飯泉孝司さん（茨城県）
本田順一さん（岐阜県）
内藤富江さん（千葉県）
内藤孝雄さん（東京都）
泉孝子さん（東京都）
浦岡貴與美さん（兵庫県）
長岡恵美さん（兵庫県）
田畠洋子さん（鳥取県）
吉本みな子さん（東京都）
寺内毅一郎さん（山口県）
岡本幸代さん（福岡市）
合原久美子さん（福岡県）
大家隆さん（熊本県）
田畠洋子さん（鳥取県）
高成田和子さん（静岡市）
岡本幸代さん（福岡市）
山隈保美さん（熊本市）
小林達夫さん（横浜市）

17
名

ほか1名

【功労概要（主たる功労の区分）・社会福祉功労以外の功労】

勲章受章者

旭日双光章（1名） ● 西 村 高 治 さん（福井県）
旭日单光章（5名） ● 平 間 邦 子 さん（宮城県） ● 富 田 清 さん（千葉県） ● 西 岡 正 行 さん（三重県） ● 角 田 朝 則 さん（香川県）
瑞宝小綬章（2名） ● 小 澤 和 男 さん（浜松市） ● 金 子 健 一 さん（埼玉県）
瑞宝双光章（22名） ● 松 田 洋 一 さん（山形県） ● 遠 藤 和 憲 さん（北海道） ● 佐 藤 典 男 さん（岩手県） ● 加 藤 勝 文 さん（秋田県） ● 小 泉 哲 男 さん（茨城県）
瑞宝单光章（11名） ● 高 田 勝 さん（埼玉県） ● 高 木 修 二 さん（神奈川県） ● 望 月 升 さん（山梨県） ● 清 水 美 代 子 さん（滋賀県）
● 高 畠 山 信 龍 さん（大阪府） ● 河 野 順 子 さん（大阪府） ● 加 藤 和 人 さん（大阪府） ● 木 村 益 明 さん（大阪府）
● 畠 山 信 龍 さん（大阪府） ● 河 野 順 子 さん（大阪府） ● 加 藤 和 人 さん（大阪府） ● 木 村 益 明 さん（大阪府）
● 七 灘 惠 子 さん（和歌山県） ● 西 坂 章 士 さん（山口県） ● 中 村 正 人 さん（山口県） ● 西 生 隆 司 さん（山口県）
● 井 輝 久 さん（山口県） ● 村 井 康 利 さん（高知県） ● 村 井 康 利 さん（高知県） ● 中 西 政 嗣 さん（神戸市）
● 坂 梨 哲 則 さん（熊本市） ● 茂 さん（北海道） ● 藤 野 勝 正 さん（北海道） ● 岡 義 憲 さん（宮城県） ● 寺 崎 美 津 子 さん（神奈川県）
● 松 野 見 登 美 子 さん（岐阜県） ● 西 山 隆 さん（三重県） ● 渡 邊 美 子 さん（滋賀県） ● 寺 崎 美 津 子 さん（神奈川県）
● 高 竹 井 幸 幸 さん（和歌山県） ● 藤 井 恒 良 さん（山口県） ● 牛 島 幸 子 さん（大阪市） ● 因 谷 良 光 さん（兵庫県）
● 深 田 典 敬 さん（山口県） ● 戸 梶 祥 子 さん（高知県） ● 上 野 す み 子 さん（鹿児島県）
● 内 久 根 深 雪 さん（千葉県）

ほか1名

褒章受章者

藍綬褒章（8名）
● 井 坂 隆 一 さん（茨城県）
● 神 原 一 男 さん（岡山県）
● 藤 田 典 敬 さん（山口県）
● 深 澤 英 夫 さん（山梨県）
● 戸 梶 祥 子 さん（高知県）
● 上 野 す み 子 さん（鹿児島県）
● 緑綬褒章（1名）
● 内 久 根 深 雪 さん（千葉県）

9名

41
名

全民児連の動き 「民生委員制度創設110周年記念バッジ」の販売開始予告

民生委員・児童委員向け「民生委員制度創設110周年記念バッジ」販売開始予告！！

全民児連は、令和9年度の民生委員制度創設110周年への気運の醸成に向けて、民生委員・児童委員向けに110周年を記念した「民生委員制度創設110周年記念バッジ」を作成・販売します（令和7年11月中旬頃から受注開始、令和8年1月以降に順次発送予定）。詳細は、都道府県・指定都市民児協事務局を通じてご案内します。

ぜひ活動時に着用して、地域の方々への民生委員制度・活動のアピールにつなげてください。

【金額（税込）】

3,500円／1セット（10個）

※ばら売りはありません。

【送料（税込）】

5セット（50個）ごとに1,000円

※例① 3セット（30個）購入の場合は1,000円

例② 6セット（60個）購入の場合は2,000円



※デザイン（イメージ）
(実寸)直径19mm

【申込方法】

全民児連のホームページから、注文用紙をダウンロードして申し込みをお願いします（11月中旬頃公開予定）。

【関係者向けピンバッジも販売中】

「民生委員・児童委員応援ピンバッジ」（民生委員以外の方向け）も引き続き販売しています。



こちらには、「応援します!! 民生委員・児童委員」と「110周年」の文字を印字しています。

行政職員や社協の役職員、自治会長等の多くの関係者への配布をお願いします。

ホームページのご案内

全国民生委員児童委員連合会のホームページ

全民児連



で検索

全国民生委員互助共励事業のホームページ

互助共励



で検索

単位民児協会長のための情報誌 View No.237

- ▶ 発行所：全国民生委員児童委員連合会
〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2
全国社会福祉協議会民生部内
TEL. 03-3581-6747
- ▶ 編集人：平井 庸元
- ▶ 発行日：令和7年10月29日

・本誌のタイトル「View（ビュー）」には、民生委員・児童委員活動の「視野」「視点」「展望」といった意味が込められています。
・民生委員・児童委員活動のための、営利を目的としない本誌のコピー等は自由です。定例会での研修等に積極的にご活用ください。